

# 市民後見人の養成と活動支援の状況 資料編

## ○目 次

1. 市民後見人による後見活動の対象（大阪府の場合）	1
2. 「市民後見人」の活動方針	1
3. 実施体制①全体スキーム	2
②「養成研修」の実施	3
③「活動支援」の実施	4
④養成等の取組みポイント（メリット）	5
4. 事業実施に係る財源支援	5
5. これまでの取組み実績①事業実績	6
②実施市町村の受任状況	7
6. 府内市町村アンケート調査結果について(市民後見人の養成等の実施)	8

※平成29年度大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会市民後見人の普及促進のあり方検討部会 資料より抜粋

# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## 1. 市民後見人による後見活動の対象（大阪府の場合）

◇以下の要件の全てに該当した場合、市民後見人が受任できる可能性が高いと考えられる。

◇加えて、「コミュニケーション」の程度、機関（地域包括支援センター等）による支援状況、負債の状況等、あらゆる項目を総合的に勘案した上で、市民後見人の受任が可能かどうか、まずは実施主体の市町村において、市町村長申立てを行う際に、判断し、家裁に意見書を提出する。

要援護者の状況	具体的な要件
●身寄りがいない又は身寄りがあったとしても疎遠の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 単身高齢者又は親族が遠くにおり、支援を受ける環境にない</li> <li>* なお、同居家族等がいる場合、本人だけではなく同居家族を視野に入れた支援が必要となり、本人の意思を尊重した支援だけでは対応が困難な事案もあり、専門性が求められるため市民後見人は不向き</li> </ul>
●高額の資産を有しないが、後見事務費を支弁できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 後見事務費（交通費・通信費・事務費）を支弁することができる（月2,000円～3,000円）</li> </ul>
●専門職に委ねるほどの複雑な支援を要しない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争がない</li> <li>▶ 不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない</li> <li>▶ 福祉的援助について緊急性がない。また、緊急に居所を確保する必要がない</li> <li>▶ 本人に自虐や他害の行為はない</li> </ul>

## 2. 「市民後見人」の活動方針

- 大阪府において養成する市民後見人は、行政が深く関与する仕組みの中で、地域における支え合いの「共助」の理念により、次の3つの活動方針に基づき、被後見人に寄り添った後見活動に取り組んでいる。

### 3つの活動方針

●市民としての特性を活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 専門職にはない市民感覚や市民目線で地域住民の権利擁護に寄与</li> <li>▶ 概ね30分以内で訪問できる距離で活動を実施</li> <li>▶ 週1回程度の訪問で本人との関係づくり、変化察知、サービス内容をチェック</li> </ul>
●報酬を前提としない	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民後見人ごとに報酬額が異なり、不公平感を生じさせることのないように無報酬とする</li> <li>▶ 但し、交通費や通信費等の後見事務費は被後見人の財産から支弁</li> </ul>
●単独で後見人を受任する	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 単独で後見人を受任し、活動できる仕組みとして、受任後も日常的に相談できる窓口設置や専門職による相談体制、マニュアル整備など、関係機関が全面的に市民後見人をバックアップ</li> </ul>

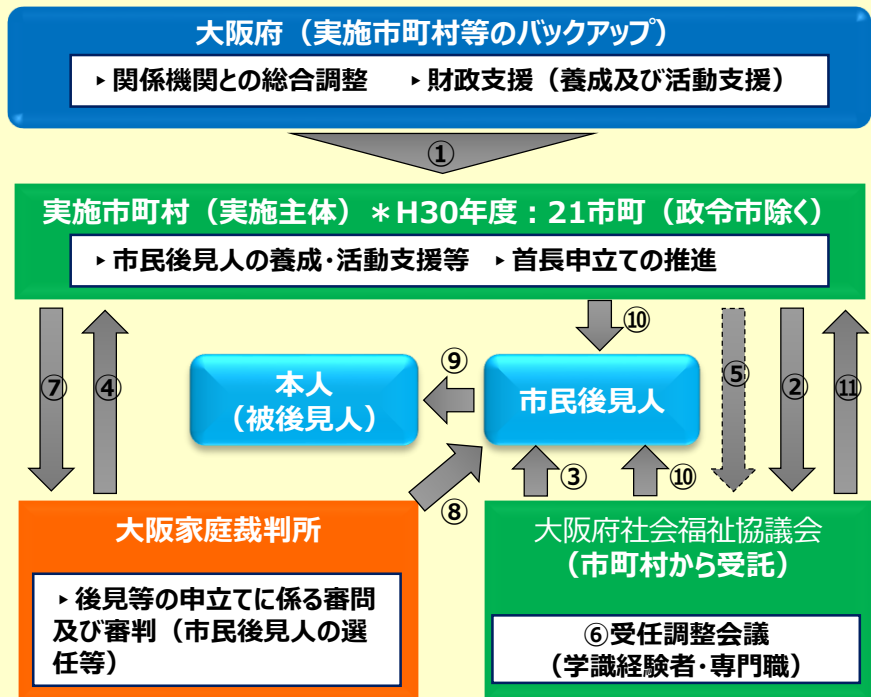
# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## 3. 実施体制

### ((①全体スキーム))

- ここでは、大阪府における事業実施スキームを検証する。大阪府では、事業実施にあたり、大阪府社会福祉協議会へ、実施市町村が委託することにより、コスト面・事務負担の軽減や、専門性の高い研修や相談体制の充実など、市民後見人と被後見人、双方の立場に立った効率的な取組みを進めている。このスキームは、自治体の規模や財政力等に影響されることなく、どの自治体でも市民後見人の養成等に取り組むことができるよう、工夫されたものである。
- また、市民後見人の養成と活動しやすい環境づくりに向けて、関係機関（行政・支援機関・専門職団体・家庭裁判所等）が密な連携を図りながら取組みを進める等、大阪市・堺市とともに大阪独自の手法を確立している。なお、具体的なスキームは以下のとおりである。

[図表⑤：大阪府域における市民後見人の養成等の全体スキーム]



### [全体の流れ]

- 大阪府が実施市町村へ財政支援を行うとともに、関係機関との連携や調整等を実施（①）
  - 府からの財源等を基に、大阪府社会福祉協議会へ市民後見人の養成及び活動支援を委託（②）
  - 養成研修(基礎・実務)を実施し修了者を市民後見人バンクへ登録（③）
  - 大阪家裁が実施市町村へ市民後見人候補者を推薦依頼（④）
  - 市民後見人候補者の選考に向けた助言・アドバイスを依頼（⑤）
  - 受任調整会議(学識経験者・弁護士・司法書士・社会福祉士)を開催し、市民後見人受任の適否、候補者選考の助言等を実施（⑥）
  - 市町村は大阪家裁へ市民後見人候補者を推薦（⑦）
  - 大阪家裁が市民後見人を選任（⑧）
  - 市民後見人は後見活動（財産管理・身上監護）を実施（⑨）
  - 市町村は受任者の日常的な相談やバンク登録者支援を実施。大阪府社会福祉協議会はバンク登録者・受任者研修や専門相談（専門職）を実施（⑩活動支援）
  - 大阪府社会福祉協議会は委託元の実施市町村へ実績を報告（⑪）
- \* なお、政令市(大阪市・堺市)は各市社協へ府と同業務を委託実施

# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## ((②「養成研修」の実施))

- ここでは、府民が“後見人”として活動するために必要なスキル・ノウハウを身に付ける「養成研修」について検証する。大阪府では、実施市町村が大阪府社会福祉協議会へ委託し、養成研修のカリキュラムや開催運営等に取り組んでいる。
- 養成研修は、国が提示するカリキュラムに基づき、8月より8か月間にわたり、弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士等の専門職をはじめ、学識経験者、大阪家裁、福祉・医療関係者等の協力を得て、基礎講習（4日間）と実務講習（9日間、施設実習を含む）を実施している。また、基礎講習に先立ち、6月より、社会貢献への意欲と熱意のある方、市民後見人に少しでも関心のある方を対象に、オリエンテーション（令和元年度：8回開催）を開催している。大阪府の場合、国が提示するカリキュラムを基に、テーマや研修時間を拡充し、市民後見人のスキルアップを図っている（H30年度：基礎講習19時間（4日間）、実務講習31.5時間（7日間+施設実習2日））。

### 〔「市民後見人」の要件（H31年度）〕

●実施市町村在住・在勤者（計21市町）	▶豊中市 ▶池田市 ▶高槻市 ▶枚方市 ▶茨木市 ▶八尾市 ▶東大阪市 ▶富田林市 ▶河内長野市 ▶羽曳野市 ▶大阪狭山市 ▶岸和田市 ▶貝塚市 ▶泉佐野市 ▶泉南市 ▶阪南市 ▶忠岡町 ▶田尻町 ▶岬町 ▶熊取町 ▶門真市
●年齢	▶平成31年4月1日の年齢が満25歳以上70歳未満の方

- \* 対象外：①後見人養成研修を実施する団体所属の方、又は親族以外の方の後見活動中の方  
②大阪市・堺市在住・在勤の方（大阪市・堺市が実施する市民後見人養成講座を受講すること）

- 基礎講習では、市民後見人として活動するにあたり基本的な知識を学習する場であり、実務講習では、基礎講習を踏まえた実践的な講義内容となっている。また、施設実習（高齢者・障がい者）を2日間、体験し、対象者や施設との関わり方を習得する。
- なお、受講者については、基礎講習や実務講習の修了時に、選考委員（企画委員と兼務）等が行う選考面接において、受講状況や後見活動への意欲等を確認し、市民後見人バンクに登録する。

### 〔養成研修の主なカリキュラム（H30年度）〕

\* ①②ともに座学及びグループワークにおいて実施、主に土曜日中心

①基礎講習（4日間）	②実務講習（7日間+施設実習2日間）
▶社会福祉の動向と市民後見人の役割 ▶成年後見制度の概要 ▶権利擁護の基本的な考え方 ▶申立てのながれと家裁の役割 ▶地域福祉の理念と福祉サービス ▶後見人の職務 ▶対象者の理解 等	▶年金制度 ▶税務申告制度 ▶後見人サポート体制 ▶対象者の理解（認知症、障がい者）▶各市町における福祉制度 ▶後見業務（財産管理、家裁への報告等） 等

# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## ((③「活動支援」の実施))

- 大阪府では、養成研修修了後、受講者が市民後見人として円滑に後見活動に取り組むことができるよう、関係機関等とともに、様々なバックアップ支援を行っている。
- 大阪府の場合、単独後見として活動に取り組むことを旨としており、実施市町村やその受託先である市町村社会福祉協議会において、日常的な相談窓口を設け、市民後見人受任後の不安や悩み、後見活動中でのアクシデント等に対し、気軽に相談できる体制を整備している。また、市民後見人は、定期的に家庭裁判所へ後見活動を報告することが求められており、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)が書類の作成方法をアドバイスするとともに記載内容等を通じて、適正な後見活動が行われているか等の確認を行う(専門相談)。さらに、法的な問題や身上監護面で課題が生じた時など、突発的な案件についても、随時、専門相談を実施し、その支援に取り組んでいる。
- 一方、バンク登録を行ったとしてもすぐに受任できるものではないが、いつでも受任できる体制を整え、必要なスキル・ノウハウの習得を深めるため、定期的にバンク登録者向けの研修会(年8回)を実施している。こうした取組みを通じて、バンク登録者のモチベーションの維持・向上を図っている。
- このように活動支援では、市民後見人の活動を、専門職をはじめ、様々な関係機関が連携しながら、全面的にサポートしている。そして、この充実した支援体制があるからこそ、大阪家庭裁判所から、“市民後見人の選任”という信頼を得てきたものと考えている。

### 【「市民後見人」のサポート体制(相談支援)】

	日常的な相談	専門相談(市民後見人と専門職の一対一の相談)
実施自治体等	▶ 実施市町村又は実施市町村より委託を受けている市町村社会福祉協議会	▶ 大阪府社会福祉協議会が関係機関等と調整(市民後見人と専門職をつなぐコーディネートを実施)
相談手法	▶ 電話相談(覚えのない請求が届いた) ▶ 面談による相談(後見事務費の確認をしてほしい) ▶ 緊急相談(被後見人の容態が急変した) など	[定例相談] ①受任直後(今後1か月の動き方等) ②受任1か月後(家裁への報告書類の確認) ③受任3か月後、受任6か月後(家裁への報告書類の確認等) [随時相談]*週1回開催 ▶ 法的な問題(借金の督促状が届いた。どのように対応したらよいか等) ▶ 身上監護面(施設入所をどのように進めればよいか等)

# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## ((④養成等の取組みポイント (メリット) ))

□ 大阪府では、これまで検証してきたとおり、府内全域（大阪市・堺市を含む）が同一の活動理念、手法により、市民後見人の養成等に取り組んでいる点が大きな特徴である。この方式で取り組むメリットを以下のとおり整理した。

### [4つのポイント (メリット) ]

● 市町村の規模に関係なく、事業への参画が可能になる (コスト削減、省力化、スケールメリットの創出)	▶ 各市町村が一括で大阪府社会福祉協議会へ委託する合同実施は、コスト面、事務量においても効率・効果的に取り組むことができ、スケールメリットが生まれる
● 質の高い市民後見人の養成が可能になる	▶ 研修内容・時間の充実に加え、府内共通のマニュアル、手順書を活用することで、専門職等、支援機関の意思統一が形成され、支援内容のバラつきを抑制できる
● 府内どこでも市民後見人のサービスを受けることができ、かつ、市民後見人として活動することも可能になる	▶ 被後見人や市民後見人の転居先が事業実施市町村間であれば、引き続き、サービス享受やサービス活動の提供に取り組むことができる
● 市民後見人に対する家庭裁判所の理解・信頼を得ることが可能になる	▶ 府内全域が同一の理念、基準、手法に基づき、大阪府がバックアップして実施することにより、家庭裁判所の理解・信頼が得やすくなる

## 4. 事業実施に係る財源支援

### ((①市民後見人の養成等に係る財源))

□ 大阪府では、国庫補助事業を活用して、市民後見人の養成等に取り組んできた。平成23年度から平成26年度まで、厚生労働省の「市民後見推進事業」を、平成27年度より、「地域医療介護総合確保基金（財源負担：国2/3、府1/3）」の事業メニューである「権利擁護人材育成事業」を活用し、実施市町村の財源確保を図ってきた。

### [H30年度大阪府における「市民後見人の養成等」に係る財源（厚生労働省）]

事業名	負担割合	事業内容
②権利擁護人材育成事業[H27-]	▶ 府3/4、市町村1/4	▶ 認知症高齢者等の権利擁護の人材育成として、市民後見人の養成等を推進

# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## 5. これまでの取組み実績

〔①事業実績〕 ※：事業財源については、大阪府が把握している額を記載。実施市町における一般財源等、独自の負担額は含んでいない。

- 大阪府では、これまで検証してきた取組み手法により、平成23年度より、およそ6年間にわたり市民後見人の養成等に取り組んできた。
- その事業実績をみると、実施市町数は、年々、少しずつ増加しているが、オリエンテーション参加者、養成研修の受講者、バンク登録者等は大きく増加することなく、増減を繰り返している状況である。この背景には、「市民後見人の取組みが府民に知られていない」「市民後見人の受任者が少ない」等、府民への浸透が未だ進んでいないことが要因にあるのではないかと考えられる。

〔実績及び財源について（H23年度-H30年度）〕 \*政令市含む

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
実施体制	実施市町数	2市	10市町	15市町	17市町	19市町	21市町	22市町	23市町
	オリエンテーション参加者数 (1市町あたりの人数)	395人 (197.5人)	514人 (51.4人)	745人 (49.6人)	574人 (33.8人)	603人 (31.7人)	552人 (26.3人)	466人 (21.2人)	400人 (17.4人)
	基礎講座受講者数 (1市町あたりの人数)	102人 (51人)	133人 (13.3人)	211人 (14.1人)	173人 (10.2人)	160人 (8.4人)	170人 (8.1人)	108人 (4.9人)	98人 (4.3人)
	実務講習受講者数 (1市町あたりの人数)	65人 (32.5人)	89人 (8.9人)	150人 (10.0人)	117人 (6.9人)	117人 (6.2人)	112人 (5.3人)	80人 (3.6人)	71人 (3.1人)
	バンク登録者数 (1市町あたりの人数)	57人 (28.5人)	78人 (7.8人)	114人 (7.6人)	92人 (5.4人)	108人 (5.7人)	100人 (4.8人)	74人 (3.4人)	58人 (2.5人)
	市民後見人受任者	12人	10人	43人	32人	32人	30人	42人	32人 累計 211人
	市民後見推進事業[H23-H26]	3,370千円	8,436千円	17,247千円	22,024千円	-	-	-	-
高齢者権利擁護推進事業[H23-H25]	457千円	457千円	330千円	-	-	-	-	-	
権利擁護人材育成事業[H27-]			-	-	54,616千円	25,792千円	26,800千円	22,587千円	

※ 大阪市(平成19年度～22年度)の選任確定累計数 50人、H23～26年度の財源には政令市は含まない。

# 市民後見人の養成と活動支援の現状

## 〔②実施市町村の受任状況〕

- 実施市町村では、バンク登録者の中から市民後見人の候補者を検討する場合、利益相反関係の有無や地理的な条件（被後見人の居所からの距離等）等を考慮の上、受任調整会議や大阪家庭裁判所の審判を経て、市民後見人として活動することになる。
- しかしながら、バンク登録者496人に対して、受任者が135人という状況である。また、事業実施から数年が経過する市町村においても、受任者が全く生まれていない現状もある。
- こうした実態を踏まえ、実施市町村では、受任促進に向けて、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等と連携し、市民後見人のニーズ等の掘り起こしを行う等の取組みを進めている。第Ⅱ章では、本章での取組み状況や実績を踏まえ、効果を検証し、課題を整理する。

### 〔実施市町村における現在の活動状況について（H31年3月27日現在）〕

実施市町村	バンク登録者	受任者	実施市町村	バンク登録者	受任者
大阪市	196	78	羽曳野市	11	0
堺市	75	18	大阪狭山市	2	0
池田市	5	0	岸和田市	19	8
豊中市	26	7	貝塚市	8	0
高槻市	20	3	泉佐野市	14	2
茨木市	11	1	泉南市	12	4
枚方市	17	0	阪南市	5	2
門真市	3	0	忠岡町	1	0
東大阪市	25	2	田尻町	1	0
八尾市	19	5	熊取町	5	0
富田林市	9	0	岬町	4	2
河内長野市	8	3	合計	496	135



# 府内市町村アンケート調査結果について（市民後見人の養成等の実施）

【概要】大阪府では、市民後見人の養成等の実施状況や課題等を把握するため、府内41市町村(政令市除く)に対し、以下のとおり、アンケート調査を実施。

- 実施時期：平成29年7月21日（金）に各市町村担当課へメール依頼（〆切は7月31日（月））
- 回答自治体：41市町村（100%）＊各自治体が把握している範囲内で行政としての考え方を記述
- 調査内容：市町村における市民後見人の養成等の実施状況や課題、その他参画しやすい条件や仕組み等について

## 【問1】市民後見人の養成等実施状況

### ① 市民後見人養成研修の実施状況

- ◆（ア）実施済み：20件（49%）
- ◆（イ）未実施：21件(51%) ※「事業の実施に向けて検討中」は3市町村

【図表①：市民後見人の養成研修の実施状況】

	(ア) 実施済み		(イ) 未実施	
	合計	割合(※1)	合計	割合(※1)
件数	20	49%	21	51%
割合(※1)	49%		51%	

(※1)該当市町村数/全市町村数(41市町村)

(※2)実施予定は「未定が2件、H30年度が1件」

### ② 事業実施に至った理由（契機等）＜実施済み市町村のみ回答＞

- ◆（工）市民後見人の養成等の事業スキーム（無報酬のボランティア・単独受任）に賛同：11件（55%）
- ◆（ア）成年後見制度に対するニーズが多い：8件（40%）
- ◆（オ）予算が確保できたため：8件（40%）

【図表②：事業実施に至った理由（契機等）（複数回答可）】(※1)該当市町村数/実施済み市町村(20市町)

	(ア)成年後見制度に対するニーズが多い	(イ)市民後見人に対するニーズが多い	(ウ)成年後見制度にかかる受け皿が足りない	(工)市民後見人の養成等の事業スキーム（無報酬のボランティア・単独受任）に賛同	(オ)予算が確保できたため	(カ)組織体制（人員配置等）の整備ができた	(キ)社協等関係機関との調整ができた	(ク) その他（※「理由等欄」に記載）
件数	8	1	1	11	8	2	6	7
割合(※1)	40%	5%	5%	55%	40%	10%	30%	35%

#### ◆「理由等」欄記載内容 ※「(ク) その他」主な意見を一部抜粋

##### ＜ニーズへの対応＞

- 超高齢化社会を迎えるにあたり将来的にニーズが出てくることが想定されるため。
- 市民からの問い合わせ、要望があった。

##### ＜実施に向けての調整等＞

- 当時は補助金が充実していたため。
- 関連課で事業の必要性についての合意形成ができたため。
- 大阪後見支援センターへ委託ができるため。

③ 事業実施に至っていない理由（契機等）＜未実施市町村のみ回答＞

- ◆ (キ) 組織体制の整備が困難：17件（81%）
- ◆ (カ) 予算の確保が困難：8件（38%）
- ◆ (ア) 成年後見制度に対するニーズ把握できていない：6件（29%）
- ◆ (ウ) 市民後見人に対するニーズが少ない（無い）：5件（24%）
- ◆ (工) 成年後見制度に係る受け皿が足りている：4件（19%）
- ◆ (ケ) 他の手法（法人後見）を検討（実施）：3件（14%）

【図表③：事業実施に至っていない理由（契機等）（複数回答可）】（※1）該当市町村数／未実施市町村数(21市町村)

	(ア) 成年後見制度に対するニーズ把握できていない	(イ) 成年後見制度に対するニーズが少ない（無い）ことを把握	(ウ) 市民後見人に対するニーズが少ない（無い）ことを把握	(工) 成年後見制度にかかる受け皿が足りている	(オ) 事業スキーム（無報酬のボランティア・単独受任等）に賛同できない	(カ) 予算の確保が困難	(キ) 組織体制（人員配置等）の整備が困難	(ク) 社協等関係機関との調整が困難	(ケ) 他の手法を検討（実施）			(コ) その他（※「理由等欄」に記載）
									内訳	(a) 法人後見を検討（実施）	(b) その他（※「理由等欄」に記載）	
件数	6	1	5	4	2	8	17	5	3	3	0	2
割合（※1）	29%	5%	24%	19%	10%	38%	81%	24%	14%	14%	0%	10%

◆ 「理由等」欄記載内容 ※主な意見を一部抜粋

＜(ア) 成年後見制度に対するニーズ把握できていない＞

- 日々の窓口相談の中で、成年後見制度への需要を一定把握しており、市長申立て等により成年後見制度につなげることはあるが、その中で市民後見制度に対する需要を感じることはあまりない。
- 個々のケース対応等を通じて、後見制度の必要性を感じる場面も多く、ニーズ自体は一定数あるものと考えられる。しかし、親族申立等を含めた町内全体の申立件数については、不明。市町村長申立も年間数件であり、現時点では後見人不足を目の当たりにすることはない。

＜(工) 成年後見制度にかかる受け皿が足りている＞

- 障がい者については、専門職が後見人として担い手となっており、受け皿が不足していると感じないため。

＜(オ) 事業スキーム（無報酬のボランティア・単独受任等）に賛同できない＞

- 知的障がい者、精神障がい者に対しては、コミュニケーションや意思確認等に専門的知識が必要な場合が多く、市民後見人には負担が大きい。
- 業務内容を考えると、ボランティアにそぐわないと考える。

＜(ケ)(a) 法人後見を検討（実施）＞

- 専門性の確保という点から、市民後見人よりもまずは法人後見について、検討を進めていくことが先決と考えている。
- 社会福祉協議会による法人後見を利用できるようになると日常生活自立支援事業からの移行がスムーズにできるため。

＜(コ) その他＞

- 市民後見人の周知ができておらず、また、養成方法等についても課題がある。

# 府内市町村アンケート調査結果について（市民後見人の養成等の実施）

## 【問2】市民後見人の養成等実施による効果・メリット <実施済み市町村のみ回答>

- ◆ (ア) 被後見人への手厚い身上監護が可能：14件（70%）
- ◆ (イ) 成年後見制度の円滑な運営の推進（今後増加する成年後見制度にかかるニーズへの対応に期待）：13件（65%）

【図表④：市民後見人の養成等実施による効果・メリット（複数回答可）】（※1）該当市町村数／実施済み市町村数(20市町)

	(ア) 被後見人への手厚い 身上監護が可能	(イ) 成年後見制度の円滑な運営の推進 (今後増加するニーズへの対応に期待)	(ウ) 事業にかかる費用対 効果が高い	(エ) 権利擁護にかかるスキル・ノウハウの 習得による職員の資質向上に寄与	(オ) その他 (※「理由等欄」に記載)
件数	14	13	0	3	3
割合(※1)	70%	65%	0%	15%	15%

### ◆ 理由等欄記載内容 ※主な意見を一部抜粋

#### <(ア)被後見人への手厚い身上監護が可能／(イ)成年後見制度の円滑な運営の推進>

- 地域における支え合い活動の延長線上に位置づけられることから、地域福祉の担い手を養成することにつながるため。

#### <(オ)「その他」>

- 養成講座を受講した人が後見の知識習得のみならず、地域の支えあいの担い手になることを期待。
- 市民後見人以外の場でも活躍できる地域福祉人材の発掘。

## 【問3】市民後見人の養成等実施による課題

### ① 市民後見人の養成等（担い手確保）にかかる課題等

#### <実施済み市町村>

- ◆ (イ) オリエンテーション・養成研修への参加者が少ない（いない）：14件（70%）  
【内訳】（a）時間の制約：8件（40%）、（b）年齢制限：7件（35%）、（d）責任の重さ：7件（35%）
- ◆ (エ) 担当者の業務負担：11件（55%）  
【内訳】（a）研修への参加：10件（50%）
- ◆ (ア) 受講生募集等にかかる周知・PR：10件（50%）

#### <未実施市町村>

- ◆ (エ) 担当者の業務負担：17件（81%）  
【内訳】（a）研修への参加：14件（67%）、（b）研修内容の企画：13件（62%）
- ◆ (オ) 財政負担（予算確保が困難）：13件（62%）

【図表⑤：市民後見人の養成等（担い手確保）にかかる課題等（複数回答可）】

（参考）※1：該当市町村数/実施済み市町村(20市町) ※2：該当市町村数/未実施市町村数（21市町村） ※3：該当市町村数/全市町村数（41市町村）

	(ア) 受講生募集等にかかる周知・PR	(イ)オリエンテーション・養成研修への参加者が少ない（いない）								(ウ)オリエンテーション・養成研修内容等						(エ)担当者の業務負担			(オ) 柔軟な事業実施				(キ)その他			
		内訳	(a) 時間の制約	(b) 年齢制限	(c) 業務量の多さ	(d) 責任の重さ	(e) 単独受任への不安	(f) 活動方針に理解が得られない（無報酬）	(g) 開催場所・時間	(h) その他	内訳	(a) 研修内容が多い	(b) 研修内容が少ない	(c) 研修時間が少ない	(d) 研修時間が長い	(e) その他	内訳	(a) 研修への参加	(b) 研修内容の企画	(c) その他	財政負担（予算確保が困難）	内訳		(a) バンク登録者数や受任状況に合わせた柔軟な実施が困難	(b) その他	
① 実施済み	件数	10	14	8	7	4	7	2	2	3	2	5	2	0	0	5	0	11	10	2	2	3	7	7	0	1
	割合※1	50%	70%	40%	35%	20%	35%	10%	10%	15%	10%	25%	10%	0%	0%	25%	0%	55%	50%	10%	10%	15%	35%	35%	0%	5%
② 未実施	件数	5	5	2	1	4	5	3	1	0	0	5	2	0	0	3	1	17	14	13	1	13	5	5	0	2
	割合※2	24%	24%	10%	5%	19%	24%	14%	5%	0%	0%	24%	10%	0%	0%	14%	5%	81%	67%	62%	5%	62%	24%	24%	0%	10%
③ 合計	件数	15	19	10	8	8	12	5	3	3	2	10	4	0	0	8	1	28	24	15	3	16	12	12	0	3
	割合※3	37%	46%	24%	20%	20%	29%	12%	7%	7%	5%	24%	10%	0%	0%	20%	2%	68%	59%	37%	7%	39%	29%	29%	0%	7%

◆ 理由等欄記載内容 ※主な意見を一部抜粋

<(ウ)オリエンテーション・養成研修内容等>

- 市民後見人として、どこまでの水準を求め、養成すべきかのノウハウ等の不足。

<(エ)担当者の業務負担>

- 担当者が全研修に参加し、知識を得ることが望ましいと思うが、研修実施日が毎回土曜日のため、負担が大きい。
- ケース対応など他の業務と重なって研修に参加できない場合がある。

【対応】二人の担当者が業務を担い、一方の参加が無理でも他方の担当者が参加する。

- 人となりが大切な場面が多いことから、担当者も実際に市民後見人活動（研修や専門相談他）に参加しなければならないが、他の業務もあり負担が大きい。

<(キ)その他>

- 施設実習にかかる実習先施設の確保・日程調整等。 ● 業務量の増加及び社会福祉協議会との調整難等。
- バンク登録者は増加しているが、受任してもらえるようなケースが市長申立では出てきていない。また親族申立や本人申立のケース把握も困難である。

【対応】社協の日常生活自立支援事業からの移行ケースが望ましいと考えられるため、担当者より情報収集を行っている。

- 受講生がどの程度いるのかが不透明。また、民生委員や福祉委員等への声かけも考えられるが、民生委員等にこれ以上の負担を強いるのは困難。

# 府内市町村アンケート調査結果について（市民後見人の養成等の実施）

## ② 市民後見人の受任促進・活用にかかる課題

◆ (ア) ニーズ（受任相当案件）が少ない（ない）：31件（76%） <全市町村合計>

【内訳】 実施済み市町村：16件（80%）、未実施市町村：15件（71%）

【図表⑥：市民後見人の受任促進・活用にかかる課題（複数回答可）】

		(ア) ニーズ（受任相当案件）が少ない（ない）	(イ) ニーズ（受任相当案件）はあるが、受任が進まない			(ウ) 庁内における連携不足（市民後見人にかかる知識・事案の共有等）	(エ) その他（※「理由等欄」に記載）
			内訳	(a)受任相当案件に係る市町村長申立ての優先順位が低い	(b)その他（※「理由等欄」に記載）		
①実施済み	件数	16	5	4	2	3	4
	割合※1	80%	25%	20%	10%	15%	20%
②未実施	件数	15	2	2	0	7	2
	割合※2	71%	10%	10%	0%	33%	10%
③合計	件数	31	7	6	2	10	6
	割合※3	76%	17%	15%	5%	24%	15%

(参考) ※1：該当市町村数/実施済み市町村(20市町) ※2：該当市町村数/未実施市町村数(21市町村) ※3：該当市町村数/全市町村数(41市町村)

### ◆ 理由等欄記載内容 ※主な意見を一部抜粋

#### <(イ)ニーズ（受任相当案件）はあるが、受任が進まない>

- 人・予算の不足。バンク登録者のマッチングの課題（お住まいとの距離、登録者の資質や各自の事情等）。もともと資産の少ない被後見人から実費の費用請求ができていない部分がある。
- ニーズは一定ある（日常生活自立支援事業からの移行ケースなど）と思われるが、社協との定期的なケース検討会議の場を持っておらず、受任相当案件を市長申立てにつなげられていないため。

【対応】定期的に社協とケース検討の場を設けるよう調整を行う。

- 養成事業を市で行っているため、人事異動で担当職員が変わることでノウハウの蓄積に時間を要す。市長申立ては積極的に行っているが、虐待や財産の問題があり受任してもらえるケースがほとんどない。

【対応】異動してきた職員は後見の研修等を積極的に受講し、スキル習得に努めている。

#### <(エ)その他>

- ボランティアとしての立場を強調されているが、実際は裁判所に登録された公人であり、責任が重い。
- 市民後見人が受任できる案件についてのボリュームが自治体として把握できないので、事業として継続していく見込みが立てられない。

【対応】これまでの市民後見人の活動内容を、自治体規模に合わせて計画を立てるにも母数が少なく、信頼性が高い計画にならない。家裁での審判内容を自治体ごとに関示していただくなどの工夫が必要。

- 市長申立て案件から市民後見相当案件を家裁に申立てしているが、市長申立て案件は家財の処分、債務の整理等が必要であがってくるケースが多く、市民後見人相当案件がなかなかあがってこないため。

【対応】当初の法律的な問題の部分を専門職に受けしてもらい、それが解決したら市民後見人へ引継ぎリレー方式をご検討いただきたい。

- 日々の窓口相談の中で、受任相当案件を把握することは少なく、需要を感じることはあまりない。ただ、深いニーズの掘り起こしはできていない可能性がある。

③ 市民後見人への活動支援にかかる課題

- ◆ (ア) 市民後見人への日常的支援：35件（85%） <全市町村>  
 【内訳】 (a) 体制整備：25件（61%）、(b) 支援スキル：25（65%）、(c) 業務量：24件（59%）
- ◆ (イ) 後見活動における責任の所在があいまい：11件（52%） <未実施市町村>
- ◆ (ウ) 不正等への不安：8件（38%） <未実施市町村>

【図表⑦：市民後見人への活動支援にかかる課題（複数回答可）】

		(ア) 市民後見人への日常的支援					(イ) 専門的支援のバックアップ体制 （※「理由等欄」に記載）	(ウ) 不正等への不安	(エ) 後見活動における責任の所在があいまい	(オ) その他 （※「理由等欄」に記載）	
		内訳	(a)体制整備	(b)支援スキル	(c)業務量	(d)財政負担					(e) その他 （※「理由等欄」に記載）
①実施済み	件数	16	9	9	10	5	1	2	1	6	5
	割合※1	80%	45%	45%	50%	25%	5%	10%	5%	30%	25%
②未実施	件数	19	16	16	14	10	0	6	8	11	0
	割合※2	90%	76%	76%	67%	48%	0%	29%	38%	52%	0%
③合計	件数	35	25	25	24	15	1	8	9	17	5
	割合※3	85%	61%	61%	59%	37%	2%	20%	22%	41%	12%

(参考) ※1：該当市町村数/実施済み市町村(20市町) ※2：該当市町村数/未実施市町村数(21市町村) ※3：該当市町村数/全市町村数(41市町村)

◆ 理由等欄記載内容 ※主な意見を一部抜粋

<(ア)市民後見人への日常的支援>

- 受任後の支援体制が市だけでは担当者不在などの時には相談対応が困難である。  
 【対応】担当係内で情報共有して、理解を求めている。
- 平成27年度より権利擁護人材育成事業となったため、市にとってこれまでの国庫補助に比べると条件が悪くなっている。財政面での支援が必要不可欠である。
- 市民後見人の養成等は取り組みば際限なく、目標設定等がない中でどこまで業務上取り組みばよいか見えない。

<(イ)専門的支援のバックアップ体制>

- 市民後見人から業務について各種相談を受けても、職員では対応できないため、専門家のバックアップ体制が必要と考えるが、新たな雇用、委託等含めて体制整備が困難。
- 専門的支援を担う機関を町内の団体のみで構築することは困難である。

<(オ)その他>

- 無報酬を見直すべきではないか。 ● 後見人の報告等を簡素化するべきではないか。
- 日々市民後見人の不安に寄り添っているのは市職員である。また、専門相談の際に使用する資料の準備・印刷は市が担っていることに加え、家庭裁判所への提出書類も市職員がまとめており、業務負担が大さい。
- 同地域の間人による後見活動であるため、個人情報等の拡散のおそれ。

# 府内市町村アンケート調査結果について（市民後見人の養成等の実施）

## 【問4】① 養成研修の修了後、受任に至っていないバンク登録者のモチベーション維持や活用促進について <実施市町村のみ回答>

【図表⑧】：バンク登録者のモチベーション維持・活用促進にかかる方策等 ※具体的なアイデアや改善策などについて記載】

### ◆ 回答欄記載内容（自由記載） ※主な意見を一部抜粋

#### <担い手確保>

- バンク登録者等を構成員としたNPO法人等による法人後見を実施し、その活動をバンク登録者への研修に活用し、モチベーション・スキルの維持を図るなど。
- 他方、市民後見人を法人後見の構成員とすることには不安もある。市民後見単独と法人後見どちらが被後見人本人のためになるのかの判断や、法人構成員である市民後見人の責任の所在はどうなるのか、また、家裁からの信頼性の低い法人の後見が成立するのか疑問（たとえば法人の構成員から優秀な人が単独後見をすることで抜けていくケース等）。

#### <受任促進>

- 原則、預貯金100万円未満の方を市民後見人の受任可能対象と捉えているが、もう少し上限を引き上げてもいいのかと考えている。
- 社会福祉士が受任される案件について、被後見人の状態や状況が落ち着かれましたら、リレー方式で市民後見人へと引き継ぐのはどうか。
- 市民後見人に受任してもらえるケースの幅を広げてもらえるよう、所有財産の基準等を緩和したり、専門職と二人体制にする等を考慮してほしい。
- 市民後見人として経験を積むまで、単独受任ではなく、専門職の後見人と協働で被後見人を支援できる体制。

#### <バンク登録者等へのモチベーション等>

- バンク登録者向け研修にて「実際に受任した市民後見人経験者の体験談を聞き、質疑応答を通じて業務の実際についてイメージを掴んでもらう」機会を作る。
- バンク登録者同士の研修会、交流会等の実施に加え、バンク登録者自らが施設見学や研修会等の企画等を実施。
- 年に1回、バンク登録者の研修を実施。昨年度は阪南市泉南市と合同で実施し、町内では3名しかいないが近隣の登録者と交流できたことでモチベーションの向上もおこなえた（他市のバンク登録者研修会へ参加できる仕組み）。またサポーター養成講座や民生委員の勉強会などで啓発を行い促進につなげている。
- 受任者の活動報告会の開催。

#### <予算措置>

- 府社協をはじめ関係団体等の実施する研修会の企画運営補助等。

## 【問4】② 市民後見人の養成等について、参画しやすい条件や仕組みについて <未実施市町村のみ回答>

【図表⑨】：参画しやすい条件や仕組みなど ※具体的なアイデアや改善策などについて記載】

### ◆ 回答欄記載内容（自由記載） ※主な意見を一部抜粋

#### <市町村へのバックアップ体制等>

- 予算措置、金銭面の補助、市民後見人へのバックアップ体制の充実。（市町村ごとではなく府内統一のバックアップ機関を都道府県が設置する等）
- 郡部においては、市民後見人へのバックアップ体制の構築が課題であり、広域での対応をお願いしたい。

#### <担い手確保>

- まずは、社会福祉協議会による法人後見を実施し、市民後見人をサポートできる体制を作るようにする。

#### <その他>

- 不正に対する保険等の事業展開。受任相当案件がなくても市民後見人を養成すれば、継続的なフォローアップが必要。